

こんな商法にご注意！

アポイントメントセールス

「景品が当たりました」「いい話があります」といって
目的や内容を告げず、喫茶店や営業所などに呼び出し
割引・特典をちらつかせて長時間にわたり勧誘し
契約させる販売方法です。

〈自宅に電話が〉



〈行ってみると〉



アポイントメントセールスは、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。アポイントメントセールスでトラブルの多い商品には、旅行などの会員権、アクセサリ、英会話教室、教材、ビデオソフトなどがあります。

「お得」「暇だし」という軽い気持ちで行くと、思ってもいなかった高額な契約を迫られることとなります。知らない人からの電話には気をつけましょう。